

市政一般に関する質問を続行いたします。

内谷邦彦議員の質問

○平 進介議長 順位13番、議席番号8番、内谷邦彦議員。

(8番内谷邦彦議員登壇)

○8番 内谷邦彦議員 政新長井の内谷邦彦です。

6月定例会最後の一般質問となります。4月の長井市議会議員選挙において2期目の当選をさせていただきました。市議会議員としての重責を担ったことをこの壇上に立ち、さらに感じております。1期目同様、信念を持って議員活動を進めていき、よりよい長井市になることを目指し、通告書に従い、3つの項目について質問させていただきます。回答をよろしく願いいたします。

1項目の質問として、企業誘致に関して市長に伺います。

平成30年度の施政方針では、東北地方を東西に横断できる新潟山形南部連絡道路の整備により、本市は物流などの面で優位性を持ち、産業集積の場所として最適な環境となることから、新たな雇用創出と地域経済の活性化を図るために、新産業団地の整備に向けて関係機関に要望するとともに、検討を進めるとしておりますが、平成30年度の状況を教えてください。

平成31年度の施政方針では、新産業団地については述べられておりませんでした。令和2年度長井市重要事業要望には、新産業団地の整備及び企業誘致の支援についてしっかりと述べられておりました。令和元年度での企業誘致に関しての方向性や考えについて教えてください。

平成31年3月のハローワーク長井の有効求人倍率は1.47倍、前年度同月より0.04増加で、就職件数は147件、前年度同月より1件増加とな

っており、一時的に比較すると下がってきてはおりますが、いまだ高い状況で、企業誘致を進めるには厳しい数字となっております。対応策などはあるのでしょうか。

個人的に考えた場合、働きたくとも働けない方々の理由、介護であったり、子育てであったり、さまざまな理由が解決できれば、潜在的な労働力を発掘できると思いますが、ハローワークなどと連携し、アンケート調査などを行うことはできるのでしょうか。

次に、産業振興参事に伺います。人材の宝庫として、長井工業高等学校が上げられると個人的に考えており、ことし3月の一般質問で、長井工業高等学校の定員割れの対応策や、長井工業高等学校の魅力をさらに高める必要があるのではとの質問の回答で、2019年度文部科学省の事業として公募された地域との協働による高等学校教育改革推進事業について、山形県教育委員会や山形大学工学部、産業界などのご支援を得て、本年2月8日に長井市から申請することができました。順調にいけば、3月上旬に国のヒアリングを経て、3月下旬に採択される見込みとのことでしたが、5月の臨時議会後の全員協議会で、アソシエイト校となったとの説明がありました。予算措置は受けられないが、全国サミットへの参加、評価システムの実証研修への参画などを通して、実質的な指導、助言が受けられるとのことでした。採択されなかった原因は何なのか分析されているのかを伺います。

また、アソシエイト校となったとのことですが、単に予算支援が受けられないだけなのか、ほかに条件的なことはないのか、教えてください。

インキュベーション施設長井 i - b a y に関して、今までの実績や現在使用されている方々について、将来の展望など、わかる範囲で教えてください。

次に、産業活力推進課での企業誘致事業の中

で、企業調査専門員がおりました。この方の調査対象及び目的について教えてください。

同様に、人材・誘致育成事業（Uターン支援事業）委託料長井市Uターン事業委託に関して、委託先、事業内容について教えてください。

次に、ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税は、大都市と地方の税収格差緩和を目的に2008年にスタート、2015年に減税対象となる寄附額の上限を引き上げ、さらに手続きも簡素化するなどしたことで寄附額が急増し、自治体間の競争が激化しました。国は、返礼品を地場産品に限定し、寄附額に対する返礼品の額の割合を3割以下に抑えるよう各自治体に求めてきましたが、見直しに応じない自治体が続出したため、地方税法を改正し、6月から制度を厳格化することとしました。5月14日、ふるさと納税にかかわる総務大臣の指定についてが発表されました。令和元年6月1日以降、ふるさと納税の対象となる団体1,783団体、46道府県、1,742市区町村のうち、令和元年6月1日から翌年9月30日までの期間、1年4カ月にかかわる指定団体が1,740団体、46道府県、1,694市区町村、令和元年6月1日から同年9月30日までの期間、4カ月にかかわる指定団体、43団体、ここには山形県酒田市、庄内町が含まれております。令和元年6月1日以降、ふるさと納税の対象とならない団体、5団体、東京都、東京都に関しては申出書の提出がありません。静岡県小山町、大阪府泉佐野市、和歌山県高野町、佐賀県みやき町となっております。

地方創生参事に伺います。6月1日よりスタートとなるふるさと納税であります。長井市では既に総務省通達に従い、返礼品の見直しを行っております。現状の返礼品で進めていくのか、もしくは何か特筆すべきものが追加されているかを伺います。

返礼品や輸送費、受け付け処理から納税関係の処理などの経費を含んだ金額が寄附金の50%

以内におさめる必要があるはずですが、長井市の場合はどうなっているのかを伺います。

平成26年度は件数1万4,874件、寄附金が1億6,318万円、平成27年度2万4,801件、寄附金が3億5,248万円、平成28年度は1万8,964件、寄附金が2億8,185万円、平成29年度は2万5,901件、寄附金が3億9,444万円となっておりますが、平成30年度はどのような状況であったのか、教えてください。

平成31年度、令和元年度の予算を確認すると、寄附金額5億5,000万円をめどに取り組むとしておりますが、4月からの状況、また、6月から新たな形での再スタートとなりますが、現状の状況をわかる範囲で教えてください。

以前の質問の中で、ふるさと納税業務一括代行手数料については、サイトがふえ、業務の手間がかかるとして、手数料が現行の金額から100円上がっております。この100円上がることに関しては、質問の回答で事務の効率化などにより減額できるかやってみないとわからない部分があり、検討するとしておりましたが、実際にやってみた結果、変更はあったのでしょうか。

また、ふるさと納税の返礼品の購入額と売り上げの差額に関して質問した際、さまざまな経費が含まれていることから、実質20%前後の管理費で運営しているとの回答でした。ふるさと納税の趣旨を理解していただいているのか、疑問でした。やはり長井市でつくられたものを全国に届け、長井市を知ってもらい、長井市に来てもらう、長井市のファンになっていただくことを考えると、本当に20%の管理費でいいのか、管理費を抑え、もっと魅力のある製品を提供しないと選ばれないのではないかと考えないのでしょうか。また、その辺の趣旨を十分に説明しているのかを伺います。

ふるさと納税に関して一番利益を上げたのはどこかの記事がありました。その中で、まず、ルールを逸脱し、寄附を集め続けた大阪府の都

市、2018年度の寄附額が約497億円に達し、今回国から特別交付税減額のペナルティーを受け、1億9,500万円減額されたとのことですが、別途500億円弱集めているので、痛くもかゆくもなく、ほかはふるさと納税に関するサイト関連で、運営費として約10%、ふるさと納税の総額が4,000億円とすると400億円がサイト運営費として支払われ、6月からは返礼率が一律となったことで、サイトの運営者は目立つ広告枠の販売に力を入れており、一部自治体はわざわざ広告枠を追加で購入して宣伝しようとしているとの話です。以前の質問の中で、長井市も掲載するサイトをふやして対応するとの話がありましたが、サイトをふやした効果はどの程度あるのか、教えてください。

ところで、ふるさと納税に関して一番利益を上げたのはどこかを長井市に置きかえた場合、どのようになるかを考えてみました。本来ふるさと納税の趣旨からすると、一番恩恵を受けているのは自治体であり、その次に、返礼品を納めている生産者、製品の納入者であるべきですが、どのようになっているのか考えたことはあるのでしょうか、伺います。

本来ふるさと納税の趣旨からすると、地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割であると考えますが、実際、ふるさと納税にかかわった生産者、もしくは製品の納入者からの話が聞こえてきていないように思います。平成26年度から始まっているので、生産者及び製品納入者からの声はどのように聞き取りしているのか、また、いただいた意見は反映されているのかについて、どのように行っているのかを教えてください。

最後に、昨年12月議会で質問した長井市が造成した分譲住宅団地、みずはの郷の宅地販売を宅建業者に仲介させ、手数料を支払った件は違法との損害賠償を求めた訴訟の判決が山形地裁であり、貝原裁判長は、市長の判断に合理性が

あり、裁量権の濫用とは言えないとの原告の請求を棄却しました。判決理由として、宅地が売れ残り、管理費用がかさむことは歳出の増加につながるため、早期完成を目指す必要があったと認定。円滑な契約や申込者の信用調査など、市職員では賄い切れない業務が含まれていたことから、業者に委託した点の妥当性を認めておりますが、原告は判決を不服として、高等裁判所に控訴しました。その後の状況について、市長に伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○平 進介議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 内谷邦彦議員のご質問にお答えいたします。

議員からは大きく3項目にわたってご質問いただいておりますが、私のほうからは2項目、4点についてお答え申し上げます。

まず、最初の企業誘致の取り組みについてでございますけれども、平成30年度の新産業団地の進捗状況についてはどうなっているのかというご質問でございます。

新産業団地の設置は、区画を整理した用地、いわゆる一般的に工業団地と言われているものでございますが、この団地を持たない本市にとっては、誘致活動の切り札とも言える事業であるというふうに考えております。そこで、ここ数年は県のご支援等をお願いしながら設置の方針を検討してまいりました。これは、山形県内4つの地区があるわけでございますけれども、唯一県の工業団地がないのが置賜地域だということから、ぜひ置賜にも県のご支援をいただきながら、こういった企業誘致のための団地をとということでございました。しかしながら、急傾斜部を除く本市内の大部分は、農業振興地域であり、現に耕作地であることから、推進の具体策が見出せない状況にありました。なお、この新潟山形南部連絡道路と、それから、国道287

号線、長井南バイパスの開通と、これからの工事にあわせて、以前の都市計画地域の見直しを行う際に、その周辺については、都市計画区域内の調整区域ということで、県のほうから認めてはいただいているところでございます。

このようなことから、平成30年度におきまして、長井市の担当を農林水産省、こちらは農村振興局農村政策部の農村計画課というのがあるんですけども、こちらに出向かせてまして、国の考え方などをお聞きするなど、情報収集を行っております。結果といたしまして、農振除外や農地転用を相談する前提として、立地候補企業を示すことが必要であるとのアドバイスをいただきました。また、農地転用等の判断では、県の裁量による部分もあると伺ってきたところでございます。

続きまして、(1)と、最初の質問とも関連するんですが、2つ目の令和元年の企業誘致に関しての方向性と計画ということでございますが、誘致企業の確保と用地の確保は、お互いが企業誘致を進める条件となっております。したがって、事前に用地取得を今まさに検討しようとする段階の企業を把握する必要がございます。本市の場合、そのような企業を把握する機会は、これまでさまざまな産業施策を通じて関係を築いてまいりました市内に立地されている企業と、その関連企業であることから、今年度は4月から産業活力推進課に企業調査専門員を配置いたしまして、現在各企業を訪問していただき、意向調査などを進めているところでございます。

続きまして、これも1と2、あと3、今回のこの3番目の質問も全て関連することだとは思いますが、議員からは、求職者数をふやすために、働きたくとも働けない方の発掘をということのご提言でございました。国内景況の状況は、先行きに不透明感が漂いつつあるものの、ハローワーク長井管内の4月の有効求人倍率、これは議員のほうからも紹介いただきまし

たけれども、4月は1.39倍、これは県内では4番目の高さで、ひところ、昨年11月は2.01倍でございましたので、少し落ちついてきたのかなとは思っております。ただし、正社員については、まだいまだに1.40倍と、県内では断トツの1位で、県内では1.0を超えてないということでございます。依然人手不足の状況でございます。このような状況から、働きたくとも働けない、本来は求職希望者であるべき方を把握し、その対策をすることで人員確保を図ろうという内容議員のご提言というのはごもっともであるというふうに思います。

課題は、こうした潜在的な求職者の把握方法、どれだけの方々がこうしたケースに合うかということでございます。まず、ご指摘のハローワークでございますけれども、求職票等で就職を希望する方のための機関であります。したがって、求職者が窓口に行かないとこれが判明しないということであり、たしか求職者カードというのを書かなきゃいけないんですね。それによって、ハローワーク側は仕事を求める、職を求める人と、あと、企業からの求人と、それによって倍率とか、どのぐらい求職者がいらっしやるかということ把握しているわけでございまして、人手不足対策などの企業側の立場での仕事、業務ではないということから、就職希望者の掘り起こしは、現在のところ想定してないということでございます。また、これは待機児童や、あるいは在宅介護等の側面から、これは仕事につきたくとも、実際にそういう状況の中で求職活動ができない方ですね、そういった方から見ますと、一時的には施設の待機者が出る場合もあるものの、待機児童とか、在宅介護の話なんですけども、恒常化しておらず、潜在的な就職希望者の存在はやっぱりなかなか確認できないというのが現状でございます。

市といたしましては、企業の人員確保について、以下に取り組んでいるところです。市内企

業が例えば製造業や建設業である場合でも、社内の職種には開発や営業、現場管理などの、例えば大学卒業の人材等の志望にもかなう分野が含まれておりまして、さらに、小規模な企業であることから、経営への参画への可能性もあるということ、産業界、あるいは商工会議所などからも提唱されているU I Jターンによる外部からの人材確保を推進しているところです。ここ数年は、市内企業でも30名を超える大卒者の採用が確認されております。さらに、市内企業の情報を市内中学生や高校生はもとより、県外の学生や地方での転職、地方に戻りたいと考えておられる社会人等への発信も進めているところですが、やっぱりここはなかなか徹底しないのかなと思っているところで、今後そういった方向性を模索しております。また、人員確保には、外国人技能実習生も受け入れておるところですが、現在市内では推定で100名程度の方がおられるのではないかとこのように思っておりますが、長井商工会議所では企業人材確保研究会の中で取り組んでおられることから、長井市としても情報交換等で支援を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、大きな項目の3点目のみずはの郷の宅地販売に関する訴訟についてお答えを申し上げます。

議員から今までの経過あったわけでございますが、この5月30日に、みずはの郷損害賠償請求住民訴訟控訴事件の判決の言い渡しがあり、原審の山形地方裁判所の原告棄却判決に続き、控訴棄却の判決でございました。まさに適正な判断をしていただいたと考えているところです。

内谷議員ご質問の主文と判決文の結論である裁判所の判断について、これは、一字一句読み上げさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

初めに主文でございますが、「1、本件控訴を棄却する。2、控訴費用は控訴人の負担とす

る。」続きまして、第3、裁判所の判断についてでございます。

「1、要旨。当裁判所も原審同様、長井市が行ったみずはの郷宅地分譲に際し、長井市が宅地業者との間で売買手続業務を委託する契約を締結して売買価格の6%の報酬を業者に支払うこととした長井市長の判断は、その業務の内容や報酬額について検討してみても、市長の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとは認められないものと判断する。長井市と宅建業者との間の契約は、売買の代理の業務を委任したものと認められるから、売買代金の6%相当額の報酬を支払ったことは、宅地建物取引業法46条による報酬の制限に違反するものでないし、報酬額が業務に照らして過大なものであるともいえない。長井市と宅建業者との間の契約の締結及びこれに基づく業者への報酬の支払が、市長の裁量権を逸脱又は濫用するものともいえないから、地方自治法2条14項又は地方財政法4条1項に違反するものでもない。したがって、長井市と宅建業者との間の契約の締結及び業者への報酬の支払について、当時の長井市長である内谷重治には何ら職務上の義務違反はなく、長井市に対する損害賠償義務を負うことはない。住民訴訟により内谷重治に対して損害賠償請求をすることを長井市長に求める控訴人の請求は理由がない。控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。以上の判断の理由は、後記のとおり補足するほかは、現判決が事実及び理由第3の2に認定、説示するとおりである。ただし、原判決11項23、24行目の長井市宅地開発事業計画委員会を長井市宅地開発事業計画検討委員会と改める。

2、報酬額の相当性について。原判決を引用した上記の前提事実及び認定事実によれば、①長井市と宅建業協会長井との間で、本件各分譲宅地の売買において宅建業協会長井に所属する宅建業者が長井市を代理することとし、その手

手数料を売買代金の6%とすることを合意したが、この合意による売買代金の6%の手数料は、宅地建物取引業法46条に基づき国土交通大臣が定める宅地の売買の代理の報酬額（原判決別紙1の2の告示及び前記第2の2の被控訴人の主張のとおり。）の範囲内の金額であること、②長井市は、分譲申込みの募集要項に、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明は宅建業協会長井の取引主任者が行い、手数料はかからない旨を明記し、分譲希望者に対し、宅建業者の営業活動により宅建業者の斡旋で分譲申込みした場合でも、そして仮にその宅建業者が宅建業協会長井に所属する業者であった場合でも、分譲希望者が宅建業者に売買の媒介を委託する必要はなく、長井市が売買の代理を依頼する宅建業協会長井に所属する宅建業者が宅地建物取引業法に基づく重要事項説明を行うことを予め説明し、分譲申込者から個別に了承を得たこと、③長井市は、分譲希望者が宅建業協会長井に所属する宅建業者の斡旋で分譲申込みをした場合には、その業者に重要事項説明書や売買契約書の作成と説明から契約書の受領までの売買契約手続業務を委任し、それ以外の場合は宅建業協会長井が選定した業者にそれらの業務を委任し、その報酬は、いずれも前記①の宅建業協会長井との合意に基づく手数料額とされたこと、以上の事実が認められる。

上記事実によれば、長井市が宅建業者に対して売買契約手続業務を委任した契約の性質は、分譲地の買主側が宅建業者の介在による費用を別途負担しないようにするため、買主側に宅建業者との媒介契約を締結させず、もっぱら長井市を代理して宅建業者が売買手続を行うこととして重要事項の説明から売買契約書の作成受領までの手続を委任したものといえる。一部の業者が重要事項説明書に媒介である旨を記載していたことや、売買契約書に代理であることが示されていないことは、必ずしも上記認定判断の

妨げとなるものではない。したがって、このような契約は、長井市が宅建業者に対して宅地の売買の代理を依頼する契約（宅地建物取引業法34条の3にいう代理契約）ということができ、その契約に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬は、宅地建物取引業法46条により国土交通大臣が定める報酬額、すなわち媒介の場合の2倍の額となるというべきである。長井市が宅建業者に対して支払った報酬額は、宅地建物取引業法46条に基づき国土交通大臣が宅地の売買の代理の場合について定めた報酬額の範囲内である売買代金の6%相当額であるから、このような報酬額の定めは、同条の規定に違反するものではない。

控訴人は、宅建業者の業務は、宅地取引においてももっとも肝心な営業活動が含まれていないから、せいぜい媒介業務のうち営業活動を除いたほんの一部の事務作業としか評価できず、媒介の場合の報酬の上限である3.24%より遥かに低い金額でなければならないことは明らかであり、長井市が宅建業者に支払った報酬6%は、宅地建物取引業法に違反する高額な金額であると主張する。しかし、宅建業者は、長井市から売買の代理の委任を受けた契約に基づき、買受人の資力調査を行うほか、売買物件の調査・確認をして重要事項説明書及び売買契約書を作成し、売買物件の権利関係や法令上の制限、取引条件などの重要な事項を買受人に説明して、分譲宅地の売買を成約させたものである。

これにより、長井市は、宅地建物の取引に関する専門的な知識を要する職員がいなかったという状況にあっても、宅建業者に業務を委託したからこそ、複雑な不動産取引の知識を要する本件宅地の分譲にあたり、紛争を未然に防止するとともに買受人の保護に万全を期しつつ、円滑な取引を行うことができたといえる。契約に基づき宅建業者に委託された業務としては、控訴人が主張するように営業活動が含まれていな

いとしても、そのような場合にも売買の代理を委任して宅地建物取引業法の定める範囲内の報酬を支払うことがおよそ社会通念上許されないものであるというほどの根拠はなく、これを控訴人の主張するような媒介業務のうちのほんの一部の事務作業としか評価できないとはいえない。みずはの郷の宅地分譲にあたり、宅建業者との間で宅地の売買の代理を委任する契約を締結し、契約に基づき宅地建物取引業法に定める範囲内の報酬を支払った長井市長の判断が、その裁量権の範囲を逸脱したものということではできない。仙台高等裁判所第2民事部」というのが判決文であります。なお、原告は、この判決の全部を不服として、2019年6月5日付で最高裁判所への上告定期通知書と上告受理申し立て書を提出しているということのようでございます。

以上をもって答弁いたします。

○平 進介議長 横山照康産業振興参事。

○横山照康産業振興参事 私からは、企業誘致の取り組みについての4番目、長井工業高校の文科省事業不採択の原因はということからお答えをさせていただきます。

まず、この事業についてご説明を申し上げます。2019年度地域との協働による高等学校教育改革推進事業は、地域振興の核として、高等学校教育の質の向上に取り組む文部科学省の新たな事業でございました。高校と市町村、地元企業と大学などが連携し、高校生に地域課題解決等を通じた学びを提供する仕組みの全国モデルを構築、発信するという事業でございました。この事業の採択に向けまして、全国から地域課題にグローバルな視点で取り組むグローバル校が20校、それから、過疎地の活性化や魅力づくりに取り組む地域魅力化型20校、そして、ものづくりにかかわる人材を育てるプロフェッショナル型10校の3種類が募集されたということでございます。

長井工業高校と長井市、それから、山形県におきましては、プロフェッショナル型の拠点校となるべく、長井市ものづくり人材育成推進協議会を受け皿とした、高校と企業との連携を提案したところでございます。

審査の経過につきましては、昨年度おられました泡瀬地方創生戦略監のご指導もございまして、書類審査を無事通過、その後、3月の文科省ヒアリング審査では、審査員から事業内容について、長井市では既に地域協働で人材育成ができていいる等のコメントをいただいたところでございます。また、4月18日に送付されました審査の総合所見でも同様の評価をいただいております。結果として、プロフェッショナル型に指定されなかったということの原因につきましては、これは推測でしか申し上げられないのですが、審査員全体の反応から推察しますと、長井工業高校と本市は既に地域協働ができていっているという地域であり、他の地域と比べた場合の伸び代の部分で優先順位が下がったのかなというふうに想像しておるところでございます。

次の5番目のアソシエイト校の条件はということでございますが、アソシエイト校、これは地域協働推進校ということで、仲間として認められておるわけでございますが、おっしゃるとおり、予算支援は得られないものの、取り組みの発表や研究、協議などの予定する全国サミットや取り組みを分析する評価システムの実証研究を通じて、実質的な参加、参画機会が与えられておるものでございます。既決予算の中で参加をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、6番目のi-b-a-y実績と入居者の将来計画というところでございます。

インキュベーションLab. 長井i-b-a-yにつきましては、企業創業を目指す方や企業創業後間もない方、または、本市への支店開業等に対する支援施設として平成28年10月に設置し

たものでございます。現在は7つあります個室を7ブース全てに入居がございまして、入居当時は、創業予定者が3名、それから、新規創業者が3名、それから、既存企業の支店が1社でございましたが、現在は3名の創業予定者も無事創業されまして、全てが創業者ということになっております。これまでの入居者は、本施設を足がかりに市内に独立された方もおられます。また、逆に事業をみずから断念し、または施設利用実績がないというところから退去された方もおられます。創業支援の機能は、そういったことで諦める方には諦めていただくというような方向でも、創業支援の機能ということでは果たしておるかというふうに思っております。現在はインキュベーションマネージャーの助言のもとで、市内での事業所の設置を検討されておられる方が7名のうち複数おられるということでございまして、事務所を検討中でございます。

次に、7番目の企業調査専門員の調査対象と目的でございます。

市長の答弁の中にもございましたが、市内の製造業では、近年、工場の増設や事業所の拡張等を計画、または実際に増設された企業が複数ございます。また、計画段階においては、拡張スペースの確保、周辺に土地がないかということで、私どもにご相談をいただく場合もございまして、こうしたことから、本市が構想中の新産業団地の設置は差し迫った課題ということになってまいりました。表面化していない市内各事業所の動向を把握することがこれには必要だろうというふうに考えております。したがって、4月から配置されました企業調査専門員により、市内製造業等の事業所を対象に、立地環境の現況調査と今後の企業の意向及び現在の景況やその他、市への要望等を伺っているところでございます。

最後でございます。人材・誘致育成事業（Uターン支援事業）の委託先と内容についてご説

明を申し上げます。

産業振興のかなめとなりますのは、産業人材の確保でございます。人手不足のいかにかわらず、継続した課題として、人材確保については取り組んでおるところでございます。そうした取り組みの一つが例えば長井工業高校を中心としたものづくり人材育成推進協議会の活動であったり、それから、大学生を中心とした人材マッチング事業ということになります。また、本市出身者をターゲットとした首都圏でのUターン事業についても、平成29年度から市内の関係各課等と連携して、まだまだ手探りな状況ではあるものの取り組んでおるところでございます。

私ども産業活力推進課が取り組んだ平成29年度の初年度におきましては、既に山形県が実施しておりましたヤマガタユアターンサミットという都内で若者を集める事業でございましたが、この事業を活用し、首都圏在住の若手出身者の把握を試みたところでございます。平成30年度には、本市に実際にUターンをされた方、何人かおられますが、この方をキーマンとして、前年把握した若手出身者にも参画いただき、長井市の情報を発信するコンテンツづくりとネットでのそれぞれの活躍を情報、紹介し合っていただくような関係づくりを行ったところでございます。3年度目になります今年度につきましては、過去2カ年で発掘した人材とそのネットワークを活用しつつ、実際に長井の仕事であるとか、暮らし、文化等の体験と市民との交流を図るプログラムを設定して、長井市での生活を具体的にイメージしていただくために、長井市にお越しいただくというような事業を実施予定でございます。

また、事業の委託先につきましては、現在選定中でございますが、委託の内容といたしましては、長井での体験でありますとか、交流活動のプログラムの作成、それから首都圏内でのP

R募集とプログラムの運営管理、次に、体験交流活動終了後の関係継続のフォローといえますか、振り返り、反省会等を通じて、さらに関係を強化していくというようなものですが、そういった事業等を予定しておるところでございます。委託する事業者につきましては、どういう職種かといいますと、就職支援であるとか、あるいはスキルアップ等にかかわっておる大手企業等がありますけれども、そういった関連の企業を想定しておるところでございます。

○平 進介議長 竹田利弘地方創生参事。

○竹田利弘地方創生参事 私のほうからは、問いの2番目、ふるさと納税の対応について、9項目についてお答えいたします。

まず最初の1項目め、6月1日より再スタートとなるが、長井市は現状のままでいくのか、もしくは何か特筆すべきものはあるのかでございますが、本市におきましては、平成29年11月に総務省の通知に基づきまして、お礼品の返礼率や地場産品などの定義を踏まえまして、既にお礼品の見直しを行ってございまして、この6月1日をもちまして、一新するようなお礼品の大幅な変更はいたしておりません。

なお、一例を挙げますと、米沢牛や果樹、野菜類を中心に置賜地域地場産業振興センターや地場産への納入事業者とともに検討し、寄附者の希望に合うようなラインナップとなるように、例えばご家庭で食べていただく、いわゆる少し傷がついているようなわけあり品の果物や寄附いただきやすい1万円程度に対するお礼品の増加など、その都度見直しを頻繁に行っております。このたび新たなふるさと納税の制度が施行された6月1日以降は、過度なお礼品の競争となっていた状態が是正されることから、公平となることは歓迎しております。

この項の最後になりますが、ふるさと納税を行った方と継続的なつながりを持ち、交流人口の増加にもつながる、物から事型のお礼品はふ

るさと納税の本来の趣旨に沿うものであり、長井市を訪問してもらって体験型のお礼品などにつきましても、やまがたアルカディア観光局と検討を進めてございます。

次の(2)の返礼品や輸送費、その他の経費が寄附金の総額の50%以内におさめる必要があるが、長井市の場合はどうなっているかについてでございますが、今現在わかっているもので、平成30年度の事例を申し上げます。ただ、平成30年度はいわゆる50%という規制がございませんでしたので、ご承知おき願いたいと思います。

平成30年度の寄附額に対する経費は、おおよそお礼の品代が30%、これは全部見直しましたので、30%以内になっております。あと、お礼品の送料が約11%、各サイトの手数料が7%、地場産センターへの事務委託料が8%、その他、例えば手数料とか広告費用等で4%で、合計約60%となっております。6月1日以降は、総額で50%以内におさまるようにしなければなりませんので、いわゆる利用するサイトによって、1%程度から12%程度とありますので、高いサイトについては、なるべく下げていただくように交渉しておりますし、一部サイトでは、手数料が若干下がっているところもございます。また、重いもの、例えば果物等で重いものについては送料が若干高くなっておりますので、例えば1万円をご寄附いただいて、3,000円のものを送る場合と、例えば2万円でも6,000円のものを送る場合でも、果物等については送料が余り変わらないことが見られて、送料の割合が高いということがありますので、その辺も地場産センターを通じて運送業者と交渉を行ってございます。なお、地場産センターへのいわゆる事務の委託料につきましては、半分程度が封筒や帳票の印刷代、あと寄附者への郵券料等が占めておりますものですから、ここの部分の圧縮はやはりかなり難しいということでございます。

あと、(3)平成30年度のふるさと納税の件

数、寄附金でございますが、寄附件数は1万8,000件で、寄附の総額ですけれども、2億4,700万円程度でございました。

次の(4)平成31年度の予算は、寄附金額5億5,000万円をめどに取り組むとしておりますが、4月からの状況、6月再スタートでの状況をわかる範囲でということでございますが、寄附につきましては、クレジットカードのものがほとんどでございます、入金まで数日から1カ月程度かかるものもあるため、あくまでも受け付けベースで申し上げます。4月でございますが、約900万円でございます、前年の6割程度でございました。5月は約3,700万円と、前年比で3倍になっております。5月までの累計でも4,600万円と、前年の約1.8倍となっております。6月は、この12日まで、ちょっと集計の関係上、12日まででございますが、約1,000万円の寄附をいただいております、前年の約3倍となっております、6月に入ってからも多くの方に寄附をいただいております。

これらにつきましては、やはり近隣の市町村にも聞いたところ、大きく分けて2つございまして、この3月まで5割程度の返礼品でやっていた自治体については、4月からやはり3割に減額したところについては、何か大幅に落ちていると。ただ、昨年度の途中あたりからもう既に3割になっているところについては、やはり4月以降、特に5月、ゴールデンウイークあたりから急激に伸びているというところが非常に多くございましたので、やはり先ほど申しましたが、総務省のほうでいわゆる公正な、いわゆるお礼品の返礼率になったことによって、きちんとやっているところについても、寄附者の方の理解が得られているのかと考えてございます。

なお、これまでの推移を見ますと、寄附金額のピークは11月から翌年3月でございます、長井市に多くの方に寄附をいただけますようPRとお礼品の見直しを随時行っていきたいと考

えてございます。

次のふるさと納税業務一括代行手数料について、サイトがふえ、業務の手間がかかることから、現行手数料で100円上げております。100円上げることについての質問の回答で、事務の効率化など、やってみなければわからず、検討するとしていましたが、結果はどのようになったかということでございますが、地場産業振興センターとも随時打ち合わせを行っておりますが、やはりサイトを5つにふやしたことにより、結果的に一つにまとめて同じ事務をしなければいけませんので、取り込みの作業が、例えば一つのサイトで1件だったり10件、あと、片方のサイトで100件であっても、取り込みの事務は同じでございます、やはり結構手間はふえているということでございます。

また、寄附件数が多ければ縮減は可能かなとも考えておりますが、議員からもご案内のありましたとおり、この5月まで総務省の通知を無視するような形で行った団体がありまして、寄附件数が昨年の後半、非常に少なかったということから、やはり寄附件数少ないけれども、必ずサイトで、その5つのサイトで1日にゼロということは全くございません。必ず数件はございますので、やっぱりちょっと取り込んで、全て一括して処理という手間がふえたということで、関連事務はかなりふえた。先ほども申し上げましたが、経費率を50%以内にならなければいけないということから、現在も行っております経費の見直しの中で、検討を続けていきたいというふうに考えてございます。

次に、6番目でございますが、返礼品の購入額と売上げの差額について質問した際に、さまざまな経費が含まれており、実質20%前後で運営しているとの回答でしたが、長井市の特産品を届け、長井市に来てもらう、長井市のファンになってもらうことを考えると、20%で本当にいいのか、経費を圧縮して、魅力ある製品を

提供すべきではということですが、原則的に私どもでは地場産業振興センターからお礼品の品を購入しておりますが、商品の流通過程では、当然発注の経費、あと在庫管理、梱包や送付準備など、さまざまな経費を要しております。一概にこれが5%でいいとか、10%でいいとか、あと、30でいいとか、20でいいとか、申し上げることは私のほうからはできません。やはりそれはさまざまな要因があって生じてくると思います。

議員からご案内のとおり、長井を知っていただき、長井に来ていただいてもらい、長井のファンになってもらうこととともに、長井の地場産品の生産者にも利益を上げていただくことが市の活性化につながるということは、地場産センターと市がお互いに理解してございまして、できる限り安価で提供していただくよう、随時両者で打ち合わせをしております。

次に、(7)のふるさと納税で一番利益を上げたということで、いわゆるサイトではないかというところのものでございますが、本市の状況を申し上げますと、平成26年から「ふるさとチョイス」、29年3月から楽天、30年6月から「さとふる」、9月から「ふるなび」、10月から「KDDI」と順次サイトをふやしております。

5つのサイトとなりました30年の12月では、6,537万7,000円ほど寄附いただいておりますが、「ふるさとチョイス」が1,800万円程度の27%、楽天が1,600万円で25%、「さとふる」が1,900万円で29%、「ふるなび」が500万円ぐらいで7%、「KDDI」が500万円程度で同じく七、八%、あと、市で直接が約4%、250万円ほどございました。

サイトごとにいろいろな手法で寄附者の掘り起こしとかPRをやっております、いわゆる楽天のところではポイント等もつけておりまして、いわゆるサイトによって、いわゆる寄附者

の方がある程度固定化されているというふうに見受けられます。それで、今回、じゃあ、サイトを減らしたらどうなのかということですが、例えば「ふるなび」と「さとふる」、KDDI、3つが平成30年の6月以降行いましたが、この3つで寄附金額の44%を占めております。例えばこの3つを追加しなければ、推測でございまして、この44%が多分入らなかったんじゃないかなというふうに考えられます。今後も、ほかの自治体等もお聞きしますと、サイトをふやすことにより、広く市を知っていただく、自治体を知っていただくことになり、やはりふるさと納税の増につながっているようでございますし、私どもでも、まず大きいサイト、この5つは当面の間継続していきたいというふうに考えてございます。

あと、次の(8)目でございまして、状況を長井市で考えた場合、本来は自治体で、次に返礼品を納めている生産者などではないかということでございまして、これについては、議員からご案内のとおり、まずは自治体、あわせてお礼品の品を提供する地場産品の生産者が利益を得ることがふるさと納税の趣旨でもございまして、多くの方に寄附いただき、長井市の地場産品をお礼の品として選んでいただくことが地場産業の振興に結びつくものと考えてございます。

あと、最後でございまして、事業の趣旨から考えると、もっと生産者や製品の納入者の声が聞こえてくると思うが、意見は聞いているかでございますが、ふるさと納税のお礼品の選定に当たりましては、ふるさとショッピングなどでノウハウを持っている地場産業振興センターと、あと、地場産品の生産者など、いわゆる果実の業者等とお礼品の変更、追加などについて随時意見交換を行ってございます。特に行うのが年度末でございまして、新年度からのお礼品の入れかえ等について、過去の実績なども私どもで示しながら、例えばお礼品の品として選ばれる

ことが多い牛肉や果物を中心に、3者で意見交換を行っていることが特に多くございます。一例ではございますが、米沢牛のラインナップ、今年度に入りまして若干ふやしたり、あと、先ほど言いましたが、いわゆるご家庭で食べていただく、ちょっと傷がついているわけあり品等の、これはリンゴでございましたが、それは業者のほうの方から、生産者の方から提案いただきまして、ラインナップに上げたところ、リンゴについては、かなり大きなウエートを占めたということで、生産者のほうと、あと、長井市のほうでも両方で大変よかったというふうに考えてございます。今後も地場産センターや生産者などとの意見交換について、より一層充実して、地場産業の振興に結びつけていきたいというふうに考えてございます。

○平 進介議長 8番、内谷邦彦議員。

○8番 内谷邦彦議員 丁寧な説明ありがとうございました。

企業誘致に関しましては、やはり常に動いているということを示すのが一番重要だと思いますし、県にも国にもアピールできるところは、我々議会としても進めていかななくてはならないと思いますので、今後とも頑張っていきたいなと思っております。

あと、ふるさと納税に関しては、やはり選ばれるということが一番重要なこととなりますので、そのためには製品を充実させるなり、見て、楽しんで、一番いいのは長井市に来てもらうのが一番いいわけですから、その辺の部分に関してさらに充実していただくようお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

○平 進介議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

○平 進介議長 本日はこれをもって散会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 1時58分 散会

散 会